

資格要件確認書類の提出について

下表を参照し、該当する資格要件の書類を採用試験申込書等とともに提出してください。
 なお、令和 7 年度に福岡市の放課後児童クラブで会計年度任用職員として任用されている方は、提出不要です。

【提出する際の留意点】

- ・提出書類は、可能な限り A 4 サイズとしてください。
 - ・資格証等の姓が現在の姓と異なる場合、余白に現在の氏名を記入してください。
 - ・福岡市立小学校に設置する放課後児童クラブにおける補助支援員としての活動実績が（3）又は（10）に該当する方は、勤務証明書の提出は不要です。
- ※勤務証明書は、裏面の作成例に示す内容が網羅されているものを提出してください。

資格要件	提出書類
（1）保育士の資格を有する人	・保育士証(写) (保母資格証明書も可)
（2）社会福祉士の資格を有する人	・社会福祉士登録証(写)
（3）高等学校卒業者等であり、2年以上児童福祉事業（放課後児童クラブ、保育所、児童館等）に従事した人	・勤務証明書(原本)※
（4）教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する人	・幼、小、中、高、養護、栄養教諭等 免許状(写)又は教育職員免許状授与 証明書(写) (免許状等(写)はいずれか一つで可)
（5）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下、「社会福祉学等」という）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した人を含む。）	・大学の卒業証明書(写) (左記要件を満たすことがわかるもの。)
（6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた人	・大学の成績証明書(写) (左記要件を満たすことがわかるもの。)
（7）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人	・大学院の卒業証明書(写) (左記要件を満たすことがわかるもの。)
（8）外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人	・外国の大学の卒業証明書(写) ※和訳を添付してください。 (様式自由、本人による翻訳も可)
（9）高等学校卒業者等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業（民間学童等）に従事した人	・勤務証明書（原本）※
【（1）～（9）いずれにも該当しない場合のみ】 （10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人	・勤務証明書（原本）※

勤務証明書

氏 名

生年月日

年

月

日

(該当する項目の□欄に☑を記入してください。)

上記の者は、

- ☐ ①本事業所において児童福祉事業※1に下記のとおり従事したことを証明します。

(「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第3号の場合)

- ☐ ②本事業所において放課後児童健全育成事業に類似する事業※2に下記のとおり従事したことを証明します。

(「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第9号の場合)

- ☐ ③本事業所において放課後児童健全育成事業※3に下記のとおり従事したことを証明します。

(「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第10号の場合)

従事期間	年 月 日 から 年 月 日
従事年数	年 か月
総勤務時間数	時間程度 ※4
従事した事業及びその内容	(②の場合は必須)

年 月 日

証明者 事業所名

所在地

代表者
(職・氏名)

印

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業等、児童福祉法に定められた事業のことをいいます。

※2 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第9号に規定する「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業（いわゆる「プレーパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業等）において、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者等が該当。(学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。)

※3 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行って実施している事業に限ります。

※4 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第3号及び第9号に規定する「二年以上」については、2年以上かつ2,000時間以上の勤務経験が目安となります。(第10号の場合は5年以上かつ5,000時間以上)

【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第3項（抄）】

第3号 高等学校卒業者等であって、二年以上※4児童福祉事業に従事したもの

第9号 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上※4放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

第10号 五年以上※4放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの